

古田武彦氏は〔はじめに〕で、本書の主題を「邪馬壹国の過去とそのゆくえ」とであるとされる。そして、本書の結論は「紀元前から七世紀まで、倭国と呼ばれ中国と通好していたのは、邪馬壹国の女王卑弥呼以降も連綿と続いた九州王朝だった」とする。本書ではこの過程で、厳密な史料調査をもとに古代史の数々の矛盾と謎を解きほぐすことにより、「近畿天皇家よりも先に九州王朝が存在していた」ことが読者に明らかになっていく。

標題勉強会の最終となる第10回目は、全体のまとめとして、論証の起点となった①「はじめに」、及び②序章〔連鎖の論理〕、そして38年後の③「はしがき―復刊にあたって」(ミネルヴァ書房版)を取り上げたい。

氏が『失われた九州王朝』(1973年に朝日新聞社から刊行された)を執筆されたときの研究方法・姿勢を改めて確認し、氏が38年後(2010年)ミネルヴァ書房復刊の冒頭で示された解釈の妥当性を検証したいからである。

1. 「はじめに」からの抜粋

(1) 本書の主題

わたしの古代史研究の旅は、『三国志』からはじまった。その中の魏志倭人伝に書かれている「邪馬壹国」。卑弥呼の君臨したこの女王国は、九州北岸の博多湾岸にのぞんで存在していた(『「邪馬台国」はなかった』)。

朝鮮海峡の両岸にまたがった海峡国家、太平洋の西端に位置した航海国家。このような性格をもった女王国は、どのように誕生し、いつ消え去って行ったのであろうか。

この問いは当然生まれるはずだ。この問いに答えることをわたしはみずからの課題とした。その回答、邪馬壹国の過去とゆくえ、それがこの本の主題である。

(2) わたしの立場 “陳寿を信じとおす”

陳寿は『三国志』の著者である。わたしの用法では、“信じる”とは“盲信する”の反対語だ。『三国志』に真正面から立ち向い、その一字一句、綿密に調べ抜く。そして、科学的に実証することなしに安易な「原文改定」を行なわない。——これが、“陳寿を信じる”わたしの立場だった。

(3) わたしの研究方法

①『三国志』以外の中国史書である『後漢書』『宋書』『隋書』『旧唐書』、それらの語る倭国像に対し、わたしは耳を傾けつけそうとしたのである。そのとき、わたしには一つの掟があった。それは、これまでの古代史の常識、つまり、『古事記』『日本書紀』によって養われた通念の中へ、いわば“ひっぱりこんで”こじつけない、という単純な一点だった。

②中国の史書をそのままの表現のルールにしたがって、正確に解読する。それが従来の先入観に合致していようといまいと、関知するところではない。——それがわたしの方法である。

③日本の後代史書のみから中国史書を理解する、という立場をキツパリと捨て去り、逆に中国の同時代史書の目から日本の史書を分析しなければならない。古代の真実に到達するため、これは不可避の道だ。わたしにはそう見えたのである。

2. 序章〔連鎖の論理〕からの抜粋

中国側は前二世紀から七世紀に至る倭国側の中心王朝を連続した王朝と見做していたのではないかと、どの疑問から出発し、中国史書の検証でこの連続王朝が九州にあったこと、『隋書』・『旧唐書』により列島に二つの王朝が存在していたことを論証している。この過程で通説を批判する。

(1) 古代中国の目 三世紀の『三国志』や、一・二世紀を扱った『後漢書』から、七、八世紀を扱った『旧唐書』にいたるまで、中国側の歴史書にはほとんどみな倭国伝がある。それらの記事を見通したとき、わたしは一つの“重大な疑い”をいだかないわけにはいかなかった。中国側は前二世紀から七世紀に至る倭国側の中心の王朝を“一貫して連続した王朝”と見なしているのではないかと。こうしてみると、中国と倭国とも同じ立場だ。つまり、前二、一世紀から五世紀までの六、七世紀間、「倭国の中心王朝は同じ一つのものであり、代々の中国の天子に貢献してきた」ことを“自明の前提”として記述しているのではないかと。

(2) 『後漢書』の立場 このことは、五世紀前半の史家、范曄によっても裏づけられる。この構図は単にその記述の対象である前二、一世紀乃至三世紀のものであるだけではない。范曄の同時代(五世紀)を「認識の基点」にしている、と見られる。(略) 范曄は『三国志』倭人伝の記事のいくつかを誤解し、それに「改悪」の手を加えている。しかし、逆に、范曄が『三国志』を無批判に継承せず、自分の識見(五世紀の「今」の認識)をもって“書き改めた”という事実は動かさないのである。

(3)『隋書』と『旧唐書』の立場 『隋書』では倭国伝ではなく倭国伝と記しているが、漢から隋までの倭国を同一王朝と見なして記述している。さらに、『旧唐書』倭国伝においてもこの見地は受け継がれ、『宋書』と『隋書』の述べる倭国の対中国貢献史観を要約している。※『新唐書』について触れていない。

(4)日本列島の二つの王朝 これに対し、「王朝の断絶」が初めて現れるのは、同じ『旧唐書』の日本伝だ。「日本国は倭国の別種なり。其の国日辺に在るを以て、故に日本を以て名と為す。或は曰う、倭国自ら其の名の雅ならざるを悪くし、改めて日本と為すと。或は云う、日本は旧小国、倭国の地を併せたりと。中国側の視点では、古き王朝「倭国」と新しき王朝「日本国」とは別の王朝であった。

以上によってみると、中国史書に一貫した中国側の視点からは「漢より唐の初めまで」は一貫した王朝としての「倭国」だ。それ以後、新興の別王朝としての「日本国」となった、といっているのである。

(5)連鎖の論理 私の述べた論理に対して、従来の日本古代史に詳しい読者は次のように反問するだろう。(後略)

(6)逆立ちした池内理論 このような筋道で問題を思考した論者に池内宏がいた。この池内の思考の糸を正面で支えているのは、「かならず由来が遠く、またかならず根底の深かるべき大和朝廷」という一種の信仰だ。

わたしの立場は異なる。なぜなら、すでに『「邪馬台国」はなかった』において“卑弥呼の国は九州博多湾岸に存在した王朝”であるという結論に達した。いかなる先入観念にも依存せず、『三国志』魏志倭人伝そのものに対するもっとも正確な史料批判による限り、どうしてもそのような帰結に到達するほかない。——これが今、わたしの研究の原点である。この原点に「前二、一世紀より七世紀までの倭国は同一王朝である」という「中国側の目」による命題を結合すれば、“その同一王朝は博多湾岸を基点とする九州王朝でなければならぬ”という驚くべき帰結に至るほかない。そんな奇想天外なことがありうるだろうか。わたしは戦慄した。日本古代史に関する現代の常識と、およそあまりにも相反しているからである。しかし、この論理の刃は、わたしにとって避けることができぬものだ。なぜなら「中国の目」、すなわち、代々倭国の朝廷とそれぞれの時代、実際に交渉してきた中国側の認識(略)。それゆえ、たとえ学界の権威・識者たちの嘲笑の中に立とうとも、右の「連鎖の論理」が本当に正しいかどうか、わたしはそれを新たに一つ一つ検証してみねばならぬ。心の底にそう思いきめたのである。

3. 「九州王朝」実在の論証過程 各章題と各節名(目次より)

第一章 邪馬壹国以前 ①志賀島金印の謎、②邪馬壹国より邪馬臺国へ、③いわゆる魏晉鏡と上代音韻—邪馬台国近畿説の支柱を批判する

第二章 「倭の五王」の探究 ①「倭の五王」とはこの王か、②五王の正体、③七支刀をめぐる、④「分国論」と倭の五王

第三章 高句麗王碑と倭国の展開 ①碑文改削説の波紋、②碑文解説と倭の歴史、③『日本書紀』の証言、④『隋書』倭国伝の示すもの

第四章 隣国史料にみる九州王朝 ①磐井の「反乱と滅亡」、②二つの王朝、③九州年号の発掘、④仏教伝来と任那日本府

第五章 九州王朝の領域と消滅 ①九州王朝の黄昏、②二つの金石文——人物画像鏡と船山古墳太刀、③九州王朝の領域、④結び—三つの真実

補章 九州王朝の検証

4. 「はしがき—復刊にあたって」(ミネルヴァ書房版)からの抜粋

(1)それは自明だった(昭和44(1969)年の暮れ、松本清張氏に告げたこと)

わたしにとって、最初から疑うことのできない帰結だったのである。

「阿蘇山あり。…云々。日出ずる処の天子、日没する処の天子に書を致す、恙無きや」。これを正面から見つめれば、「この天子は九州にいた」——この帰結しか、わたしには考えられなかったのである。

(2)三十数年たち、この帰結は明確となった

① 京都の崇道神社出土の銘版(「小野毛人墓誌」)の「崇道天皇」は、九州王朝の天子だった。

② 隋の煬帝の使者が大和なる飛鳥に至ったとしたならば、一番に瀬戸内海を通ったはずだ。ならばなぜ「一海有り、湖水のごとし」といった一句を記さないのだろう。

③ 最大の難所は、神籠石群である。白村江の敗戦以前の営々たる長期築城である。「白村江の戦」のあと、両歴史書(※古事記・日本書紀)は作られた。勝者(唐)に敵対した王朝(九州王朝)の「長期築城」はすべて“カット”されたのである。

④ 「評」と「郡」という二つの行政制度の「別れ目」となった701の「廢評建郡の詔勅」が消されている。消されたままの日本の歴史とは、一片の「おおそらごと」だ。「いつわりの歴史」に過ぎないのである。

最終回となる今回は、天武紀下巻全体のまとめとして、①主要記事と業績、②天皇の行動歴、③詔の様相、④外交記事を取り上げたい。

1. 「天武天皇紀下巻」の主要な出来事と業績など

(1) 主要な記事

「天武天皇紀下巻」における主要記事はおおよそ次のようになる。

- ①天武天皇の即位(二年条) ②壬申年等の論功褒章(二年から十年条に度々) ③吉野の誓盟(八年条)
 ④律令編纂と帝紀記録(十年条) ⑤「八色の姓」制定(十三年条) ⑥天皇の発病・天皇崩御と葬儀(十四年・朱鳥元年条) ⑦旧弊等諸制の改革(二年～朱鳥元年条) ⑧神祇祭祀・僧侶関連等(二年～十二年条)
 ⑨軍事関連の準備・整備(四年・八年・十年・十三年・十四年条、等) ⑩新城計画等(五年、十一～十四年条)
 ⑪外交関連の記事(新羅・高麗・耽羅の来朝と派遣(二年～十四年条、) ⑫大地震が多発(七年に白鳳筑紫地震、十三年に土佐南海地震、など)

(2) 天武天皇の業績など(通説)

インターネットでは、国内政治に関して次のような似た業績をあげている。

- ①天武天皇の最大の業績は、これまでの豪族による合議制を廃し、天皇による中央集権体制を確立したことである。その一環として「八色の姓」や「飛鳥浄御原令」の制定、国史の編纂など、様々な政策を手がけている。それは日本の新時代の始まりでもあった。
 ②天武天皇は、皇族や皇親が主導する政治体制の確立に努め、律令の制定に着手し、国史の編纂を命じるなど、国の礎を築く政治を行った。

2. 「天武天皇紀下巻」における天皇の行動等

単語「天皇」のうち、天武を指すと思われるものを抽出すると、54個ある。天武二年～十四年条、及び朱鳥元年条までまんべんなく登場する(下表を参照のこと)。

これを、①自身に関すること、②天皇のために関すること、③宮廷内の行事等に関すること、④宮廷外の行幸等に関すること(殆どが飛鳥宮周辺へ)、⑤家臣等の逝去・慰問に関すること、⑥その他、に分類してみると、その他(耽羅使への新天皇即位の告知)を除外した五項目に比較的均等に登場している。一方、⑤には天皇のこだわりと思いやり思いやりをうかがわせる記述(驚之・大悲之・大驚詔・大驚・大哀・驚之大哀)が多々見られる。

区分	自身に	天皇に	宮廷内	宮廷外	功臣等死	その他	合計
天武	2年	2			1	1	4
	3年				1		1
	4年		1		1	1	3
	5年				1	2	3
	6年			1			1
	7年				1		1
	8年	7※			2		9
	9年		1	1	1	1	4
	10年		1	4	1		6
	11年					1	1
	12年				3	1	4
	13年			1	1		2
	14年		2	2	2		6
朱鳥	元年	3	4	2			9
累計	12	9	11	13	8	1	54
注記	※7年は「吉野誓盟」						

3. 「天武天皇紀下巻」における詔とその内容

記事中には「詔」と「勅」が多数登場する。「詔」だけを取り出してみると、二年3、三年0、四年5、五年6、六年1、七年1、八年6、九年1、十年7、十一年6、十二年6、十三年5、十四年3、朱鳥元年3、合わせて53である。

詔を受ける対象は、ほぼ①天下、②皇族(合わせて王族・臣下等を包含する場合が多い)、③臣下、④官人、⑤豪族、⑥地方、⑦その他(神社・仏閣等)になる。一方、その内容は多岐にわたるが、大雑把に分けると、①(天下等への)布告、②(皇族を含む他までへの)命令、③法令等の制定・整備、④規則・基準の適用等、⑤軍事に関する備えなど、⑥褒章・弔意・課役税などの免除 になろう。詔の対象とその内を年度ごとに整理したのが、下の一覧表である。対象はさまざまだが、内容は命令と規則が極めて多い。

区 分	対 象							内 容 ※					
	天下	皇族	臣下	官人	豪族	地方	他	布告	命令	法令	規則	軍事	免除
天武	2年	1		1			1	1			1		1
	3年												
	4年		1	1		1	2		1		3	1	
	5年	2				2	2	1	2		2		1
	6年	1							1				
	7年				1						1		
	8年	1	1	2		1		1	3			2	
	9年				1				1				
	10年	1	2		1	1		2	2	3	1		1
	11年		3		2	1			1	1		4	
	12年	4			1		1		2	2		1	1
	13年				3	1	1			1	1	1	1
	14年						3			3			
	朱鳥	元年					2	1※		1			
合 計	10	7	4	9	7	11	5	7	17	4	14	5	5
注 記	※無端事							※「無端事」を含まず					

4. 「天武天皇紀下巻」における外交関連

上巻を除いた下巻だけを見ると、倭国への使者等派遣は、天武二年～朱鳥元年までで新羅8回、高麗6回、耽羅3回、合わせて17回あるようである。この期間、新羅からは満遍なく、高麗からは2～5年と8～11年に分けて、耽羅からは2～6年にかけてのみ来朝している。いずれも入朝者が明記されているように見えるが、来朝時期が不明なものも一部混じっている。

一方、倭国からこれらの国への派遣は、新羅に5回、高麗に3回、耽羅2回、合わせて10回あるようである。新羅への派遣は天武4年～13年であるが、高麗と耽羅へは天武8～13年にのみ派遣している。なお、この三国へは二回同じ時期に派遣しているようだ。原則として派遣者の名前が記録されているが、倭国から三国への派遣者の帰朝記事を天武8年に記しながら、派遣時期と派遣者名が記載されていない。

天武天皇の在位期間全体として見ると、これら三国とかなり活発な交流があったことがうかがわれる。その一方で、唐との外交的な交流は全く記録されていない。

区 分	三国からの来朝			倭国からの派遣			
	新羅	高麗	耽羅	新羅	高麗	耽羅	
天武	2年	○	○	○			
	3年						
	4年	○	○	○	○		
	5年	○	○		○		
	6年			○			
	7年	○					
	8年	○	○		○※	○※	○※
	9年	○	○				
	10年				○	○	
	11年		○				
	12年	○					
	13年				○	○	○
	14年	○					
	朱鳥	元年					
累 計	8	6	3	5	3	2	
注 記	※8年はいずれも派遣時期・人名不明						

